

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

地球温暖化対策実行計画

(2019 年度～2030 年度)

2019 年 3 月

紀の海広域施設組合

目次

第 1 章 基本的事項	2
1. 計画の目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	3
第 2 章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	3
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	3
2. 要因別の排出状況	3
3. 削減目標	3
第 3 章 具体的な取組	4
1. 余熱の有効利用	4
2. 施設設備の改善等	4
3. 物品購入等	4
4. その他の取組	5
第 4 章 計画の推進	6
1. 推進体制	6
2. 実施状況の点検、評価	6
3. 公表	6

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第1117号以下「法」という。）第21条の第1項に基づき、都道府県及び市町村の規定を準用される一部事務組合についても策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「本計画」という。）として策定するものである。紀の海広域施設組合（以下「本組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を紀の海クリーンセンターの供用開始後の2016年度とし、計画期間を2019年度から環境省が推奨している2030年度までとする。

目標年度については、計画期間の最終年度である2030年度とする。

なお、実行計画の計画期間中、5年を目途に実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 対象範囲

本計画は、本組合が事務事業において実施することとし、対象範囲は、紀の海クリーンセンター施設全体を対象とします。

なお、本組合長期包括的運営管理事業を業務委託している受託者（以下「運営管理委託業者」という。）に対して、温室効果ガス排出抑制が可能なものについても必要な措置を講じるよう要請し、取組を推進します。

4. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に定められているガスのうち二酸化炭素を対象とします。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

2016年度から供用が開始した紀の海クリーンセンターは、発電設備を設けており基準年度の二酸化炭素総排出量は、△3,107,155kg-CO₂ であり、温室効果ガス排出量の削減に寄与しています。

2. 要因別の排出状況

本組合のごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の実績は次のとおりです。

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量（2016年度）

温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)		紀の海クリーンセンター
処理施設	灯油①	49,180
	軽油②	33,961
	発電電力量	△6,506,075
	購入電力量③	234,840
	売却電力量④	△3,487,307
	廃プラスチック焼却量⑤	36,010
	残渣の輸送等	軽油⑥
温室効果ガス排出量合計 (①～⑥)		△3,107,155

3. 削減目標

温室効果ガスの総排出量を2016年度を基準年度として、計画期間の最終年度である2030年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指します。

温室効果ガス排出量		
2016年度実績	△3,107,155kg-CO ₂	削減率 5 (%)
2030年度実績予定	△3,262,672kg-CO ₂	

第3章 具体的な取組

1. 余熱の有効利用

- ・ごみ焼却によって発生する熱を回収して有効利用を図るために、ボイラと蒸気タービン発電機（1,950kw）を設置しています。発電した電力は本組合施設（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟）内で使用するだけでなく、余剰電力は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の全量買取り制度などにより電気事業者に売電しています。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の改築を行なうときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・施設の緑化を推進します。

3. 物品購入等

- ・公用車の更新時は、小型車や低燃費車等の導入を図ります。
- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをするときには、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入等に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用料の削減

- ・公用車の急発進、急加速をしない。
- ・車両の適切な点検整備を行う。
- ・車両を離れるときは、必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・公用車に余分な荷物を積載しない。

③ごみの減量とリサイクルの推進

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化に努める。
- ・ごみの分別と排出抑制及び資源化に努める。
- ・使い捨て容器の購入は、極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・会議資料等の印刷物は資料の縮小化、共有化に努め、必要最小限の部数を作成する。
- ・片面使用済み用紙の裏面活用、封筒の再利用に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の冷暖房は、気温や利用状況に応じた空調管理を行う。

第4章 計画の推進

1. 推進体制

本組合職員が中心となり、運営管理委託業者の所属職員への周知と計画の推進を図ります。

2. 実務状況の点検、評価

- ・年1回実施状況を点検し、評価する。
- ・点検、評価をもとに、必要に応じて本計画に関する見直しや改善を行います。

3. 公表

本計画を策定又は見直しを行った場合は、ホームページ等により公表します。